

令和4年 第10回 福岡市東区選挙管理委員会

7月10日（日）

【 議 題 】

- 1 議案第51号 参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第52号 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第53号 選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和4年7月20日（水）午前10時00分～

議案第51号

参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

投票管理者の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第7号

参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月8日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法施行令

第二十四条

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙

の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

議案第52号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を
求めることについて

投票立会人の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別
紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求
める。

令和4年7月10日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めると
き、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれ
を委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第8号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月8日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第 53 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 7 月 10 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 749 人 |
| | 内訳 死亡者 | 207 人 |
| | 市外転出者 | 542 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 4 年 7 月 10 日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年7月10日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬 出 第 一	3	2	5	8	9	17	11	11	22
2 馬 出 第 二	4	1	5	8	7	15	12	8	20
3 箱 崎 第 一	2	1	3	8	14	22	10	15	25
4 箱 崎 第 二	4	2	6	5	6	11	9	8	17
5 箱 崎 第 三	2	5	7	3	9	12	5	14	19
6 筥 松 第 一	0	2	2	8	10	18	8	12	20
7 筥 松 第 二	2	3	5	12	15	27	14	18	32
8 筥 松 第 三	2	3	5	11	13	24	13	16	29
9 松 島 第 一	1	1	2	10	8	18	11	9	20
10 松 島 第 二	3	0	3	8	6	14	11	6	17
11 名 島 第 一	5	3	8	7	5	12	12	8	20
12 名 島 第 二	2	3	5	2	2	4	4	5	9
13 千 早	2	4	6	16	16	32	18	20	38
14 千 早 西	2	2	4	2	2	4	4	4	8
15 香 陵	0	0	0	3	2	5	3	2	5
16 香 椎 浜	1	4	5	2	6	8	3	10	13
17 城 浜	2	3	5	0	1	1	2	4	6
18 多々良第 一	6	5	11	17	13	30	23	18	41
19 多々良第 二	2	1	3	2	2	4	4	3	7
20 八 田	4	2	6	2	2	4	6	4	10
21 青 葉 第 一	2	3	5	1	3	4	3	6	9
22 青 葉 第 二	5	2	7	3	0	3	8	2	10
23 舞 松 原 第 一	4	1	5	6	3	9	10	4	14
24 舞 松 原 第 二	1	1	2	1	1	2	2	2	4
25 若 宮 第 一	3	0	3	5	4	9	8	4	12
26 若 宮 第 二	2	1	3	4	0	4	6	1	7
27 香 椎 第 一	1	1	2	6	9	15	7	10	17
28 香 椎 第 二	1	1	2	8	5	13	9	6	15
29 香椎下原第 一	0	2	2	2	1	3	2	3	5
30 香椎下原第 二	0	1	1	18	11	29	18	12	30
31 香 椎 東 第 一	3	2	5	5	6	11	8	8	16
32 香 椎 東 第 二	0	3	3	0	2	2	0	5	5
33 香住ヶ丘第 一	6	6	12	13	13	26	19	19	38
34 香住ヶ丘第 二	2	2	4	3	1	4	5	3	8
35 和 白 第 一	1	2	3	8	10	18	9	12	21
36 和 白 第 二	3	3	6	2	6	8	5	9	14
37 三 苦	2	3	5	10	6	16	12	9	21
38 奈 多 第 一	4	0	4	6	1	7	10	1	11
39 奈 多 第 二	2	1	3	0	0	0	2	1	3
40 美 和 台 第 一	2	1	3	3	5	8	5	6	11
41 美 和 台 第 二	2	5	7	12	8	20	14	13	27
42 和 白 東 第 一	2	4	6	3	0	3	5	4	9
43 和 白 東 第 二	5	1	6	14	10	24	19	11	30
44 西 戸 崎 第 一	5	4	9	3	2	5	8	6	14
45 西 戸 崎 第 二	0	1	1	3	2	5	3	3	6
46 志 賀 第 一	0	1	1	0	0	0	0	1	1
47 志 賀 第 二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
48 志 賀 第 三	0	0	0	0	1	1	0	1	1
49 照 葉 第 一	0	0	0	1	2	3	1	2	3
50 照 葉 第 二	0	0	0	5	3	8	5	3	8
合 計	107	100	207	279	263	542	386	363	749

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年6月21日現在登録者数			令和4年7月10日消			移			替			令和4年7月10日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計			
							男	女	計	男	女	計						
1 馬出第一	2,633	2,954	5,587	11	11	22			0			0			0	2,622	2,943	5,565
2 馬出第二	2,176	2,281	4,457	12	8	20			0			0			0	2,164	2,273	4,437
3 箱崎第一	2,635	3,006	5,641	10	15	25			0			0			0	2,625	2,991	5,616
4 箱崎第二	2,978	2,995	5,973	9	8	17			0			0			0	2,969	2,987	5,956
5 箱崎第三	2,807	3,283	6,090	5	14	19			0			0			0	2,802	3,269	6,071
6 筥松第一	2,820	2,558	5,378	8	12	20			0			0			0	2,812	2,546	5,358
7 筥松第二	3,672	3,777	7,449	14	18	32			0			0			0	3,658	3,759	7,417
8 筥松第三	3,170	2,892	6,062	13	16	29			0			0			0	3,157	2,876	6,033
9 松島第一	2,976	2,436	5,412	11	9	20			0			0			0	2,965	2,427	5,392
10 松島第二	3,176	3,240	6,416	11	6	17			0			0			0	3,165	3,234	6,399
11 名島第一	4,474	4,931	9,405	12	8	20			0			0			0	4,462	4,923	9,385
12 名島第二	1,937	2,119	4,056	4	5	9			0			0			0	1,933	2,114	4,047
13 千早	4,566	5,916	10,482	18	20	38			0			0			0	4,548	5,896	10,444
14 千早西	2,472	2,902	5,374	4	4	8			0			0			0	2,468	2,898	5,366
15 香陵	2,044	2,460	4,504	3	2	5			0			0			0	2,041	2,458	4,499
16 香椎浜	2,746	3,587	6,333	3	10	13			0			0			0	2,743	3,577	6,320
17 城浜	1,106	1,538	2,644	2	4	6			0			0			0	1,104	1,534	2,638
18 多々良第一	4,990	4,455	9,445	23	18	41			0			0			0	4,967	4,437	9,404
19 多々良第二	1,049	1,207	2,256	4	3	7			0			0			0	1,045	1,204	2,249
20 八田	2,529	3,148	5,677	6	4	10			0			0			0	2,523	3,144	5,667
21 青葉第一	2,523	2,947	5,470	3	6	9			0			0			0	2,520	2,941	5,461
22 青葉第二	1,989	2,220	4,209	8	2	10			0			0			0	1,981	2,218	4,199
23 舞松原第一	1,763	2,002	3,765	10	4	14			0			0			0	1,753	1,998	3,751
24 舞松原第二	2,127	2,564	4,691	2	2	4			0			0			0	2,125	2,562	4,687
25 若宮第一	2,453	2,722	5,175	8	4	12			0			0			0	2,445	2,718	5,163
26 若宮第二	1,416	1,473	2,889	6	1	7			0			0			0	1,410	1,472	2,882
27 香椎第一	2,852	3,091	5,943	7	10	17			0			0			0	2,845	3,081	5,926
28 香椎第二	2,153	2,499	4,652	9	6	15			0			0			0	2,144	2,493	4,637
29 香椎下原第一	1,599	1,659	3,258	2	3	5			0			0			0	1,597	1,656	3,253
30 香椎下原第二	4,494	4,085	8,579	18	12	30			0			0			0	4,476	4,073	8,549
31 香椎東第一	2,938	3,147	6,085	8	8	16			0			0			0	2,930	3,139	6,069
32 香椎東第二	2,450	2,716	5,166	0	5	5			0			0			0	2,450	2,711	5,161
33 香住ヶ丘第一	4,531	4,331	8,862	19	19	38			0			0			0	4,512	4,312	8,824
34 香住ヶ丘第二	2,388	2,773	5,161	5	3	8			0			0			0	2,383	2,770	5,153
35 和白第一	2,400	2,565	4,965	9	12	21			0			0			0	2,391	2,553	4,944
36 和白第二	2,751	3,093	5,844	5	9	14			0			0			0	2,746	3,084	5,830
37 三苦	3,571	3,835	7,406	12	9	21			0			0			0	3,559	3,826	7,385
38 奈多第一	2,364	2,740	5,104	10	1	11			0			0			0	2,354	2,739	5,093
39 奈多第二	1,185	1,396	2,581	2	1	3			0			0			0	1,183	1,395	2,578
40 美和台第一	2,980	3,410	6,390	5	6	11			0			0			0	2,975	3,404	6,379
41 美和台第二	3,135	3,612	6,747	14	13	27			0			0			0	3,121	3,599	6,720
42 和白東第一	2,593	2,868	5,461	5	4	9			0			0			0	2,588	2,864	5,452
43 和白東第二	2,348	2,566	4,914	19	11	30			0			0			0	2,329	2,555	4,884
44 西戸崎第一	1,836	2,070	3,906	8	6	14			0			0			0	1,828	2,064	3,892
45 西戸崎第二	585	654	1,239	3	3	6			0			0			0	582	651	1,233
46 志賀第一	431	503	934	0	1	1			0			0			0	431	502	933
47 志賀第二	73	102	175	0	1	1			0			0			0	73	101	174
48 志賀第三	110	126	236	0	1	1			0			0			0	110	125	235
49 照葉第一	1,285	1,377	2,662	1	2	3			0			0			0	1,284	1,375	2,659
50 照葉第二	3,029	3,335	6,364	5	3	8			0			0			0	3,024	3,332	6,356
合計	123,308	134,166	257,474	386	363	749	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122,922	133,803	256,725